

県内の少量産業廃棄物排出事業者の皆さまへ

ペーパーレス化で  
作業時間も  
コストも削減!

簡単操作で  
楽々入力!

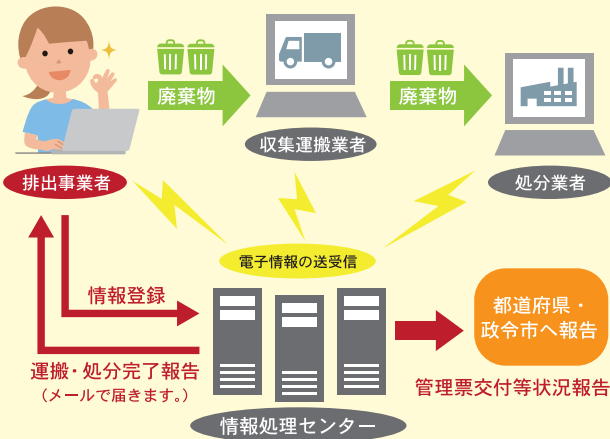
# 電子マニフェストを ご活用ください!



マニフェスト1件あたり約3分で入力完了。  
チェック機能もあるのでミスなくスムーズに登録できます。

## 電子マニフェストとは?

パソコンやスマートフォン等から、廃棄物情報を「情報処理センター」に登録し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者がその情報をネットワークでやりとりをする仕組みです。



御社は情報を登録するだけ。自治体への最終報告まで  
情報処理センターを通じてペーパーレスで完了します。

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者すべてが電子マニフェストを使用できる場合に  
限ります。使用の有無は各業者様にご確認ください。

## 電子マニフェストに切り替えると

### 1 手続きが簡単になります。

- ▶ 紙マニフェストへの記入、印刷などの手間が省けます。
- ▶ 収集運搬業者、処分業者との紙マニフェストのやりとりがなくなります。
- ▶ 収集運搬業者、処分業者の情報をあらかじめ登録しておくと、クリックひとつで情報を入力できます。

### 2 管理が楽になります。

- ▶ 紙マニフェストを5年間保存する必要がなくなります。
- ▶ 5年分のマニフェスト情報は検索・確認・ダウンロードが可能です。
- ▶ 毎年の管理票交付等状況報告が不要になります。

### 3 コストの削減につながります。

- ▶ 県実施の排出者団体に加入することで基本料110円で利用できます。
- ▶ 1件あたりの登録料が22円(5件までは無料)なので、紙マニフェストに比べて約5円お安くなります。
- ▶ 作業時間が削減され、その時間をほかの業務にまわせます。

排出者団体への加入についてはHPをご覧ください。

広島県 少量排出事業者団体 [検索](#)

お申し込みや利用方法について丁寧にご説明させていただきます。  
ご不明な点などもお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ  
お申し込み

一般社団法人広島県資源循環協会  
〒730-0021 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4F

☎ 082-247-8499

※この事業は、広島県産業廃棄物対策課が(一社)広島県資源循環協会に業務委託して実施しています。